

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項	
大島町	361003-D010	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
	361003-D011				
	361003-D012				
	361003-D013				
	361003-D014				
	361003-D015				
	361003-D016				
	361003-D017				
	361003-D018				
	361003-D019				
	361003-D020				
	361003-D021				
	361003-D022				
	361003-D023				
	361003-D024				
	361003-D025				
	361003-D026				
	361003-D027				
	361003-D028				
	361003-D030				
361003-D032					
361003-D033					
361003-D034					
361003-D036					
361004-D001	土石流	別図のとおり	別図のとおり		
361004-D002					
361004-D003					
361004-D005					
361004-D007					
361004-D008					
361004-D009					
361004-D010					
361004-D014					
361004-D015					
361004-D017					
361004-D018					
361004-D019	土石流	別図のとおり	別図のとおり		
361005-D001					
361005-D002					
361005-D004					
361005-D006					
361006-D001	土石流	別図のとおり	別図のとおり		
361006-D002					
361006-D003					
361006-D004					
361006-D005					
361006-D006					
361006-D007					
361006-D008					
361006-D009					
大島町	361006-D010	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
					361006-D011
					361006-D012
					361006-D013
					361006-D014
					361006-D015
					361006-D016
					361006-D017
					361006-D018
					361006-D019
					361006-D020
					361006-D021
361006-D022					
361006-D023					
361006-D024					

●東京都告示第五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所、町田市役所及び八王子市役所において縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

別表
土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な事項に関する事項			
町田市	209003-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり			
	209003-K002						
	209003-K003						
	209003-K004						
	209003-K005						
	209003-K006						
	209003-K007						
	209003-K008						
	209003-K009						
	209003-K010						
	209003-K011						
	209003-K012						
	209003-K013						
	209003-K014						
	209003-K015						
	209003-K016						
	209003-K017						
	209003-K018						
	209003-K019						
	209003-K020						
	209003-K021						
	209003-K022						
	209003-K023						
	209003-K024						
	209003-K025						
	209003-K026						
	209003-K027						
209003-K028							
209003-K029							
209003-K030							
209003-K031							
209003-K032							
209003-K033							
209003-K034							
209003-K035							
下小山田町	209003-K036	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり			
	209003-K037						
	209003-K038						
	209003-K039						
	209003-K040						
	209003-K041						
	209003-K042						
	209003-K043						
	209003-K044						
	209003-K045						
209003-K046							
上小山田町	209003-K047				急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町 上小山田町	209003-K048	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209003-K049			
	209003-K050			
	209003-K051			
	209003-K052			
	209003-K053			
	209003-K054			
	209003-K055			
	209003-K056			
	209003-K057			
	209003-K059			
	209003-K060			
	209003-K061			
	209003-K062			
	209003-K063			
	209003-K064			
	209003-K065			
	209003-K067			
	209003-K068			
上小山田町 小山田駅台一丁目	209003-K069	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
上小山田町 小山田駅台二丁目	209003-K070			
町 上小山田町	209003-K071			
209003-K073				
209003-K074				
209003-K075				
209003-K076				
209003-K077				
209003-K078				
209003-K079				
209003-K080				
209003-K081				
209003-K082				
209003-K083				
209003-K084				
209003-K085				
209003-K086				
209003-K087				
209003-K088				
209003-K089				
209003-K090				
209003-K091				
209003-K092				
209003-K093				
209003-K094				
209003-K095				
209003-K096				
209003-K097				
209003-K098				
町 上小山田町	209003-K099	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209003-K101			
	209003-K102			
	209003-K103			
	209003-K104			
	209003-K105			
	209003-K106			
	209003-K107			
	209003-K108			
	209003-K109			
	209003-K110			
	209003-K111			
	209003-K112			
	209003-K113			
	209003-K114			
	209003-K115			
	209003-K116			
	209003-K117			
	209003-K118			
	209003-K119			
	209003-K120			
	209003-K121			
	209003-K122			
	209003-K125			
	209003-K126			
	209003-K127			
	209003-K128			
209003-K129				
209003-K130				
209003-K131				
209003-K133				
209003-K134				
209003-K135				
209003-K136				
209003-K137				
209003-K138				
209003-K139				
209003-K140				
209003-K141				
209003-K142				
209003-K143				
209003-K144				
209003-K145				
209003-K146				
209003-K147				
209003-K148				
209003-K149				
209003-K150				
209003-K151				
209003-K152				

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項
上小山田町	209003-K153	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209003-K154			
	209003-K156			
	209003-K157			
	209003-K158			
	209003-K159			
	209003-K160			
	209003-D001			
	209004-K001			
	209004-K002			
	209004-K003			
	209004-K004			
	209004-K005			
	209004-K006			
209004-K007				
下小山田町	209004-K008	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209004-K009			
	209004-K010			
	209004-K011			
	209004-K012			
	209004-K013			
	209004-K014			
	209004-K015			
	209004-K016			
	209004-K017			
	209004-K018			
	209004-K019			
	209004-K020			
	209004-K021			
209004-K022				
下小山田町	209004-K023	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209004-K024			
	209004-K025			
	209004-K026			
	209004-K027			
	209004-K028			
	209004-K029			
	209004-K030			
	209004-K031			
	209004-K032			
	209004-K033			
	209004-K034			
	209004-K035			
	209004-K036			
209004-K037				
下小山田町	209004-K038	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209004-K039			
	209004-K040			
	209004-K041			
下小山田町	209004-K042	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項
下小山田町	209004-K043	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209004-K044			
	209004-K045			
	209004-K046			
	209004-K047			
	209004-K048			
	209004-K049			
	209004-K050			
	209004-K051			
	209004-K052			
	209004-K053			
	209004-K054			
	209004-K055			
	209004-K056			
下小山田町 小野路町	209004-K057	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209004-K058			
	209004-K059			
	209004-K060			
下小山田町 小野路町	209004-K061	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209004-K062			
	209004-K063			
	209004-K064			
下小山田町 図師町	209004-K065	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209004-K066			
	209004-K067			
	209004-K068			
	209004-K069			
	209004-K070			
	209004-K071			
	209004-K072			
	209004-K073			
	209004-K074			
	209004-K075			
	209004-K076			
	209004-K077			
	209004-K078			
209004-K079				
下小山田町	209004-K080	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209004-K081			
	209004-K082			
	209004-K083			
下小山田町	209004-K084	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209004-K085			
	209004-K086			
	209004-K087			
下小山田町	209004-K088	急傾斜地の崩壊	引図のとおり	引図のとおり
	209004-K089			
	209004-K090			
	209004-K093			

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項
町田 市	209004-K094	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209004-K095			
	209004-K096			
	209004-K097			
	209004-K098			
	209004-K099			
	209004-K100			
	209004-K101			
	209004-K102			
	209004-K103			
	209004-K104			
	209004-K105			
	209004-K106			
	209004-K107			
	209004-K108			
	209004-K109			
	209004-K110			
	209004-K111			
	209004-K112			
	209004-K113			
209004-K114				
209004-K115				
209004-K116				
209004-K117				
209004-K118				
209004-K119				
209004-K120				
209004-K121				
209004-K122				
209004-K123				
209004-K124				
209004-K125				
209004-K126				
209004-K127				
209004-K128				
209004-K129				
209004-K130				
209004-K131				
209004-K132				
209004-K133				
209004-K134				
209004-K135				
209004-K136				
209004-K137				
209004-K138				
209004-K139				
209004-K140				
209004-K141				
209004-K142				
209004-K143				
町田 市	209004-K144	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209004-K145			
	209004-K146			
	209004-K147			
	209004-K148			
	209004-K149			
	209004-K150			
	209004-K151			
	209004-K152			
	209004-K153			
	209004-K154			
	209004-K155			
	209004-K157			
	209004-K158			
	209004-K159			
	209004-K160			
	209004-K161			
	209004-K162			
	209005-K001			
	209005-K002			
	209005-K003			
	209005-K004			
	209005-K005			
	209005-K006			
	209005-K007			
	209005-K008			
	209005-K009			
	209005-K010			
	209005-K011			
	209005-K013			
	209005-K014			
	209005-K015			
	209005-K017			
209005-K018				
209005-K019				
209005-K020				
209005-K021				
209005-K022				
209005-K023				
209005-K024				
209005-K025				
209005-K026				
209005-K027				
209005-K028				
209005-K029				
209005-K030				
209005-K032				
209005-K033				
209005-K034				
209005-K035				
山崎町	209005-K036	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209005-K037			
山崎町 本町田	209005-K038	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
209005-K039				
山崎町	209005-K040	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209005-K041			
209005-K042				
209005-K043				

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項
町 田 市	209005-K036	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209005-K038			
	209005-K039			
	209005-K040			
	209005-K041			
	209005-K042			
	209005-K043			
	209005-K044			
	209005-K045			
	209005-K046			
	209005-K047			
	209005-K048			
	209005-K049			
	209005-K050			
	209005-K051			
209005-K052				
209005-K054				
209005-K055				
209005-K056				
209005-K057				
209005-K058				
209005-K059				
209005-K060				
209005-K061				
209005-K062				
209005-K063				
山崎町				
忠生二丁目				
忠生三丁目				
横岸町				
矢部町				
常盤町				
常盤町				
小山田塚台一丁目				
小山田塚台一丁目				
小山田塚台二丁目				
上小山田町				
上小山田町				
小山田塚台二丁目				
小山田塚台二丁目				
小山田塚台二丁目				
小山田塚台二丁目				
209005-K082				
209005-K084				
209005-K085				
209005-K086				
209005-K087				
209005-K088				
209005-K089				
常盤町				

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項
町 田 市	209005-K090	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209005-K091			
	209005-K092			
	209005-K093			
	209006-K003			
	209006-K005			
	209006-K006			
	209006-K007			
	209006-K008			
	209006-K009			
	209006-K010			
	209006-K011			
	209006-K012			
	209006-K013			
	209006-K014			
	209006-K015			
	209006-K019			
	209006-K021			
	209006-K023			
	209006-K024			
	209006-K025			
	209006-K026			
	209006-K027			
	209006-K028			
	209006-K029			
	209006-K030			
	209006-K031			
209006-K032				
209006-K035				
209006-K036				
209006-K038				
209006-K041				
209006-K042				
209006-K043				
209006-K044				
209006-K045				
209006-K046				
209006-K047				
209006-K048				
209006-K049				
209006-K050				
209006-K051				
209006-K052				
209006-K053				
209006-K054				
209006-K055				
209006-K056				
209006-K057				
209006-K058				
常盤町				
相原町				

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項
町 田 市	209006-K059	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209006-K060			
	209006-K061			
	209006-K062			
	209006-K063			
	209006-K064			
	209006-K065			
	209006-K066			
	209006-K067			
	209006-K068			
	209006-K069			
	209006-K070			
	209006-K071			
	209006-K072			
	209006-K073			
	209006-K074			
	209006-K075			
	209006-K076			
	209006-K077			
	209006-K078			
209006-K079				
209006-K080				
209006-K081-1				
209006-K081-2				
209006-K082				
209006-K083				
209006-K084				
209006-K085				
209006-K086				
209006-K087				
209006-K088				
209006-K089				
209006-K090				
209006-K091				
209006-K092				
209006-K093				
209006-K094				
209006-K097				
209006-K098				
209006-K099				
209006-K100				
209006-K101				
209006-K102				
209006-K103				
209006-K104				
209006-K105				
209006-K106				
209006-K107				
209006-K108				
209006-K109				
町 田 市	209006-K110	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209006-K111			
	209006-K113			
	209006-K114			
	209006-K115			
	209006-K116			
	209006-K117			
	209006-K118			
	209006-K119			
	209006-K120			
	209006-K121			
	209006-K122			
	209006-K123			
	209006-K124			
	209006-K125			
	209006-K126			
	209006-K127			
	209006-K128			
	209006-K129			
	209006-K130			
209006-K131				
209006-K132				
209006-K133				
209006-K134				
209006-K135				
209006-K140				
209006-K142				
209006-K143				
209006-K144				
209006-K145				
209006-K146				
209006-K148				
209006-K149				
209006-K150				
209006-K151				
209006-K153				
209006-K154				
209006-K155				
209006-K156				
209006-K157				
209006-K158				
209006-K159				
209006-K160				
209006-K161				
209006-K162				
209006-K163				
209006-K164				
209006-K165				
209006-K166				
209006-K167				

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項
町 相原町	209006-K168	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209006-K169			
	209006-K170			
	209006-K171			
	209006-K172			
	209006-K173			
	209006-K174			
	209006-K175			
	209006-K176			
	209006-K177			
	209006-K178			
	209006-K179			
	209006-K180			
	209006-K181			
	209006-K182			
	209006-K183			
	209006-K184			
	209006-K185			
209006-K186				
209006-K187				
209006-K188				
209006-K189				
209006-K190				
209006-K191				
209006-K192				
209006-K193				
209006-K194				
209006-K195				
209006-K196				
209006-K197				
209006-K198				
209006-K199				
209006-K200				
209006-K202				
209006-K203				
209006-K204				
209006-K205				
209006-K206				
209006-K207				
209006-K208				
209006-K209				
209006-K210				
209006-K211				
209006-K212				
209006-K213				
209006-K214				
209006-K215				
209006-K216				
209006-K217				
209006-K218				

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項
町 相原町	209006-K219	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209006-K220			
	209006-K221			
	209006-K222			
	209006-K223			
	209006-K224			
	209006-K225			
	209006-K226			
	209006-D001			
	209006-D002			
	209006-D003			
	209006-D004			
	209006-D005			
	209006-D006			
	209006-D007			
	209006-D008			
	209006-D009			
	209006-D010			
209006-D011				
209006-D012				
209006-D013				
209006-D014				
町 八王子市	209007-K002	土石流	別図のとおり	別図のとおり
	209007-K003			
町 相原町	209007-K005	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209007-K007			
	209007-K011			
	209007-K012			
	209007-K013			
	209007-K014			
	209007-K015			
	209007-K016			
	209007-K017			
	209007-K018			
町 八王子市	209007-K019	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209007-K020			
	209007-K025			
	209007-K026			
	209007-K027			
	209007-K028			
	209007-K029			
	209007-K031			
	209007-K032			
	209007-K033			
町 小山町	209007-K034	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209007-K035			

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な審査に関する事項
町 市	209007-K036	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	209007-K037			
	209007-K038			
	209007-K039			
	209007-K040			
	209007-K041			
	209007-K042			
	209007-K043			
	209007-K044			
	209007-K045			
	209007-K046			
	209007-K047			
	209007-K048			
	209007-K050			
	209007-K051			
	209007-K052			
	209007-K053			
209007-K056				
209007-K057				
209007-K058				
209007-K059				
209007-K060				
209007-K061				
209007-K062				
209007-K063				
209007-K064				
209007-K065				
209007-K066				
209007-K067				
209007-K068				
209007-K069				
209007-K071				
209007-K072				
209007-K073				
209007-K075				

●東京都告示第千五百四十四号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

種類	名称	規模		所在地	変更年月日
		変更前	変更後		
港湾施設用地	中央防波堤外側地区	二四一・四六六・五七平方メートル	二四一・四八〇・一五平方メートル	江東区青海三丁目地先	平成二十七年七月一日
	港湾施設用地	メートル	メートル		

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十七年六月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CES

三 代表者の氏名

加藤 彰

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市南町五番十三号 八王子ローヤルマン
ション一階

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人に対して、その人が本来も
っている力を引き出す(エンパワメント)という視点を
もって、本人の自己決定に基づいた地域での自律した生
活を支援するための事業をおこなうとともに、広く一般
市民に対しても生活文化の向上を図るための事業をおこ
なうことによつて、障害のある人もない人も共に支えあ
つて暮らす、豊かな地域社会の実現に寄与することを目
的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本アンチエイジング医療協会

三 代表者の氏名

久保田 潤一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南池袋一丁目十八番一号 池袋三品ビル
七階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び各関係機関を対象とし

て、「予防医学」「アンチエイジング」に関する正しい
知識や情報の提供事業、研究会や講習会などを開催する
研究・啓蒙事業、協会関連機関誌などを発行する普及事
業、協会の目的にかなったボランティア・支援事業を行
い、「予防医学」「アンチエイジング」に対する一般市
民の信頼、並びに関係する業界に携わる者のモラル及び
技術の向上の獲得を図り、健康に暮らせる社会の発展に
寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人タンポポの会

三 代表者の氏名

小川 正人

四 主たる事務所の所在地

東京都西多摩郡奥多摩町氷川九百五十四番地の十一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、障害児・者にか
かわる正しい知識の普及啓発事業、自立支援・交流の場
の提供事業等を行うことにより、障害児・者のよりよい
社会生活と幸福な人生を創造し、障害児・者とその家族
の人権を守り、福祉の向上を図ることで、共に生きる地
域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文
のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第

一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が

あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三

号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人成年後見せき

三 代表者の氏名

高馬 弘至

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷三丁目二十七番十五号 坂上ビル七
階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、高齢者及び障害者等の成
年後見制度が必要な人々に対して、法定後見人及び後見
監督人等、任意後見人及び後見監督人等の受任・指導・
養成に関する事業、財産管理・各種契約締結及び各種申
請等手続補助に関する事業、成年後見制度の普及啓発に
関する事業、国・地方自治体・各種団体等との連携に関
する事業等を行い、高齢者及び障害者等の権利擁護や福
祉の増進を通じて、多くの人々が安心して自立した生活
ができる社会を目指し、もつて公益に寄与することを目
的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

<p>平成二十七年六月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全日本留学生人材支援協会</p> <p>三 代表者の氏名 楊 柳</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区百人町一丁目二十番十二号 橋本ビル一</p> <p>F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、留学生を対象として、留学生の育成、留 学人材の支援を行い、豊富な教育経験を有する市民とO B留学生を含む学生会員および大学教育機関との相互協 力により留学生の育成活用に関する幅広い分野で活動を 行う。日本国内だけではなく、海外の留学生の育成・活 用活動と連携し、グローバル社会の発展に寄与すること を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東伸協会</p> <p>三 代表者の氏名 平口 寅男</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区天沼二丁目七番三号 伸和荘</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対し、結婚、住宅及び子育て 等に関する情報提供、相談及び支援に関する事業を行い、</p>	<p>少子化対策推進事業に寄与することを目的とする。(以 上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人建築思考プラットフォーム</p> <p>三 代表者の氏名 太田 佳代子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区西池袋五丁目二番十一号 春谷ビル五F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、狭義の建築設計に留まらない建築的な思 考や手法を活用し、国際的な人材や海外の教育機関との 協働を図りながら、都市・建築・デザイン等に関わる専 門家、学生、それらに興味のある一般市民等に対し、都 市環境整備等の提案、都市・建築・デザイン等に関わる 産学交流や啓蒙事業等を行うことで、社会のあらゆる資 源や可能性を活用する、より豊かな社会・都市環境への 発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲 載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人放課後児童支援員の仕事と研修・ 研究会</p> <p>三 代表者の氏名</p>	<p>片山 恵子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都西東京市南町二丁目五番二十四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象とした放課後児童健 全育成事業(学童保育)の健全な発展のため、現場の中 心となる放課後児童支援員(学童保育指導員)の仕事 実践検討等の方法によって確かめ続け、放課後児童支援 員(学童保育指導員)に不可欠な研修に関する情報収集 や経験交流や相互検討、および講師の育成を行うことを 通じて、放課後児童健全育成事業(学童保育)の質と内 容が向上し、放課後児童健全育成事業(学童保育)が地 域社会の貴重な財産となり、すべての子どもがその持つ 権利が保障され、安全、安心に暮らせる社会が実現され ることをめざす。(以上原文のまま掲載)</p> <p>東京体育館の休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第 七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育 館の施設の休館日を次のように変更する。 平成二十七年六月三十日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 期日 (一) メインアリーナ、サブアリーナ、研修室及び健康体 力相談室 臨時開館 平成二十七年七月二十一日、同年八月十 七日及び同年九月二十四日 臨時休館 平成二十七年七月十四日、同年八月十九</p>
---	---	---

日及び同年九月十七日

(二) 陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

臨時開館 平成二十七年七月二十一日、同年八月十七日及び同年九月二十四日

臨時休館 平成二十七年七月十四日、同月十五日、同月十六日、平成二十七年八月十九日、同月二十日及び平成二十七年九月十七日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京体育館の開場時間を次のように変更する。
平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二 期日

平成二十七年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

- (一) 月曜日から金曜日まで
午前九時から午後十一時まで
- (二) 土曜日
午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。
平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成二十七年七月六日、同月十三日、同月二十一日、同月二十七日、平成二十七年八月三日、同月十日、同月十七日、同月二十五日、同月三十一日、平成二十七年九月七日、同月十四日及び同月二十八日

(二) 第一球技場

平成二十七年七月一日から同年九月三十日まで

(三) 第二球技場、補助競技場及び軟式野球場

平成二十七年七月六日、同月二十一日、平成二十七年八月三日、同月十七日、平成二十七年九月七日及び同月十四日

(四) 硬式野球場及びテニスコート

平成二十七年七月六日、同月二十一日、平成二十七年八月三日、同年九月七日及び同月十四日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の

変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。
平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場及び補助競技場

臨時開館 平成二十七年九月二十四日

(二) 体育館

臨時開館 平成二十七年九月二十四日

臨時休館 平成二十七年七月六日及び同年九月七日及び同月十四日

(三) トレーニングルーム、第二球技場、テニスコート、硬式野球場及び軟式野球場

臨時開館 平成二十七年九月二十四日

(四) 屋内球技場

臨時休館 平成二十七年七月一日から同年九月三十日まで

(五) 弓道場

臨時休館 平成二十七年七月一日から同年九月三十日まで

(六) プール

臨時休館 平成二十七年七月一日から同年九月十五日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修のため臨時休館する。ただし、

一(六)は、施設の老朽化により開館することが困難であるため臨時休館する。

胸沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、胸沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

ア 平成二十七年七月十三日、同月二十七日、平成二十七年八月二十四日、同月三十一日及び平成二十七年九月二十八日
午後零時三十分から午後六時三十分まで
イ 平成二十七年九月十四日から同月三十日まで
午前八時三十分から午後四時三十分まで

(二) 硬式野球場

平成二十七年七月十三日、同月二十七日、平成二十七年八月十日、同月二十四日、同月三十一日及び平成二十七年九月二十八日
午後零時三十分から午後九時まで

(三) 軟式野球場

ア 平成二十七年七月十三日、同月二十七日、平成二十七年八月十二日、同月二十四日、同月三十一日及び平成二十七年九月二十八日

午前八時三十分から午後零時三十分まで
イ 平成二十七年九月十四日から同月三十日まで
午前八時三十分から午後四時三十分まで

(四) トレーニングルーム

ア 平成二十七年七月一日から同年九月三十日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日
午前九時から午後九時三十分まで
イ 平成二十七年七月一日から同年九月三十日までの

一(四)アの期日を除く開館日
午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

臨時開館 平成二十七年七月二十一日、同年八月十七日及び同年九月二十四日
臨時休館 平成二十七年七月十三日、同年八月二十四日及び同年九月十四日

二 理由
使用者の利便性の向上のため

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成二十七年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

臨時開館 平成二十七年七月二十一日、同年八月十七日及び同年九月二十四日
臨時休館 平成二十七年七月十三日、同年八月三日、

同月二十七日、平成二十七年九月十四日及び同月二十八日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

平成二十七年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート（夜間照明設備を備えているもの）

ア 平成二十七年七月三日、同月十日、同月十七日、同月二十四日、同月三十一日、平成二十七年八月七日、同月十四日、同月二十一日、同月二十八日及び平成二十七年九月四日

午前九時から午後十一時まで

イ 平成二十七年七月四日、同月十一日、同月十八日、同月十九日、同月二十五日、平成二十七年八月一日、同月八日、同月十五日、同月二十二日、同月二十九日及び平成二十七年九月五日

ウ 平成二十七年七月五日、同月十二日、同月二十日、同月二十六日、平成二十七年八月二日、同月九日、同月十六日、同月二十三日、同月三十日及び平成二十七年九月六日

午前七時から午後九時まで

(二) テニスコート（夜間照明設備を備えていないもの）

ア 平成二十七年七月四日、同月五日、同月十一日、同月十二日、同月十八日、同月十九日、同月二十日、同月二十五日、同月二十六日、平成二十七年八月一日、同月八日、同月十五日、同月二十二日、同月二十九日及び平成二十七年九月五日

イ 平成二十七年七月五日、同月十二日、同月二十日、同月二十六日、平成二十七年八月二日、同月九日、同月十六日、同月二十三日、同月三十日及び平成二十七年九月六日

午前七時から午後九時まで

ウ 平成二十七年七月四日、同月五日、同月十一日、同月十二日、同月十八日、同月十九日、同月二十日、同月二十五日、同月二十六日、平成二十七年八月一日、同月八日、同月十五日、同月二十二日、同月二十九日及び平成二十七年九月五日

午前七時から午後六時まで

イ 平成二十七年七月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日及び同月二十七日

同月二十六日及び同月二十七日

午前七時から午後五時まで

ウ 平成二十七年七月一日から同年八月三十一日まで

の(一)ア及びイの期日を除く開館日

午前九時から午後六時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

臨時閉館 平成二十七年七月二十一日、同月二十八日、平成二十七年八月四日、同月十一日、同月十八日及び同月二十五日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一期日

平成二十七年七月四日、同月五日、同月十一日、同月十二日、同月十八日から同月三十一日まで、平成二十七年八月一日から同月三十一日まで、平成二十七年九月五日、同月六日、同月十二日、同月十三日、同月十九日から同月二十三日まで、同月二十六日及び同月二十七日午前八時から午後六時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年六月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

日野市南平九丁目十一番三、同番三地先、十二番三、同番三 町田市木曾西三丁目九番地三
三丁目四十七番、五十番及び五十一番の各一部 株式会社創建 代表取締役 深澤 勝

国分寺市高木町一丁目十四番一、同番一地先、同番二、同番十及び同番十四 国分寺市本町二丁目二番十号 株式会社ムサシホームズ 代表取締役 廣田 雅宣

あきる野市伊奈字森ノ下八百八十五番一 番地 あきる野市野辺三百九十二番地 南部商事株式会社

立川市柏町四丁目十八番一

代表取締役 吉村 隆二

立川市砂川町二丁目五十九番地の三 株式会社ムサシ田中企画 代表取締役 田中 太

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年六月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 トヨタ池袋ビル

二 店舗所在地 豊島区東池袋三丁目三番五号

三 設置者名 トヨタ自動車株式会社

四 設置者住所 愛知県豊田市トヨタ町一番地

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ヴィクトリア

六 新設をする日 平成二十八年一月二日

七 店舗面積の合計 千七百十九平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 三十台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南西側 三十五台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 三十一平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十・八五立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時四十五分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午前十時まで

十七 届出日 平成二十七年五月一日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十七年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年六月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名
ブラザー・交通公社新宿共同ビル
- 二 店舗所在地
新宿区新宿三丁目一番二十号
- 三 設置者名
ナイト・ジャーニー特定目的会社
ほか一名
- 四 設置者住所
中央区日本橋一丁目四番一号ほか
株式会社丸井
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社丸井
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称
未定
- 七 変更日
平成二十七年六月一日

- 八 届出日
平成二十七年五月十四日
- 九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間
平成二十七年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年六月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名
ブラザー・交通公社新宿共同ビル

- 二 店舗所在地
新宿区新宿三丁目一番二十号

- 三 設置者名
ナイト・ジャーニー特定目的会社
ほか一名

- 四 設置者住所
中央区日本橋一丁目四番一号ほか
限り午前九時

五 変更前の開店時刻
午前九時

六 変更後の開店時刻
午後九時

七 変更前の閉店時刻
午後十時四十五分

八 変更後の閉店時刻
午後十時四十五分

九 変更前の来客が駐車場を利用することができるとがでる時間帯
午前九時三十分から午後九時三十分まで。ただし、年間六十日に限り午前八時三十分から午後九時三十分まで

十 変更後の来客が駐車場を利用することができるとがでる時間帯
午前八時三十分から午後十一時十五分まで

十一 変更日
平成二十七年六月一日

十二 届出日
平成二十七年五月十四日

十三 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十四 縦覧期間
平成二十七年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十五 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八

条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 (仮称) 中央土地八重洲一丁目プロジェクト

エクト

二 店舗所在地 中央区八重洲一丁目百五番ほか

三 設置者名 中央土地株式会社

四 意見書

ア 提出者及び住所 個人 中央区在住

イ 概要

空調室外機の建物南壁面への集中配置と防音対策の不備による住民に対する騒音被害が予想されるため、適切な対応をもって被害の極小化を求める。

ウ 収受日

平成二十七年六月二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十七年六月三十日から同年七月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

臨海副都心進出事業者の公募の中止について

平成二十二年十月二十八日付東京都公告(臨海副都心進出事業者の公募)で公告した青海C2区画及び平成二十三年七月一日付東京都公告(臨海副都心進出事業者の公募)

で公告した青海F1-S区画に係る進出事業者の公募について、次のとおり平成二十七年六月三十日限りで公募を中止する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区画

(一) 青海C2区画(江東区青海二丁目三十八番六及び四十七番五)

(二) 青海F1-S区画(江東区青海二丁目五十六番一)

二 問合せ先

東京都港湾局臨海開発部誘致促進課(東京都庁第二本庁舎二十五階中央) 電話〇三(五三二〇)五五八三

雑報

東京都職員共済組合の役員退職及び就職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第十四条第四項の規定に基づき公告する。

平成二十七年六月三十日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

一 退職役員

役職名 氏名 所属 退職年月日

理事 安井 賢光 板橋区副区長 平成二十七年六月九日

二 就職役員

役職名 氏名 所属 就職年月日

理事 田中 秀司 港区副区長

平成二十七年六月十日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 一三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002